

処遇改善加算の取り組みについて

鹿寿苑では処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施し、処遇改善加算Ⅰを取得しています

処遇改善加算Ⅰの要件

1. 処遇改善加算を立案している。または既に処遇改善をおこなっており、適切に報告していること

2. 労働基準法の違反、労働保険の未納がないこと

3. キャリアパス要件を満たしていること

- ◎キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）
 - ① 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること
 - ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること
 - ③ ①、②について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること
- ◎キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）
 - ① 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見交換をしながら、資質向上の目標及びア、イに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は、研修の機会を確保している
 - ア)資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価をおこなうこと
 - イ)資格取得のための支援(休暇の取得、研修費用等)をおこなうこと
- ◎キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）
 - ① 介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること
 - ア)経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み
 - イ)資格取得に応じて昇給する仕組み
 - ウ)一定の基準に基づき昇給を判定する仕組み
- ◎キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）
 - ① 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万以上であること
- ◎キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）
 - ①サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること
 - 特別養護老人ホーム鹿寿苑・・・日常生活継続支援加算もしくはサービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - 第二鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
 - グループホーム鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
 - 短期入所生活介護センター鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - デイサービスセンター鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
 - 訪問入浴ステーション鹿寿苑・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

4. 月額賃金改善要件を満たしていること

- ◎月額賃金改善要件Ⅰ
 - ①新加算iv相当の加算額の2分の1以上を、月額(基本給又は決まって毎月支払われる手当て)の改善に充てる

5. 職場環境等要件を満たしていること

職場改善要件取組目標は別紙1

令和7年度 鹿寿苑における職場環境等要件取り組み目標

入職促進に向けた取り組み	☑法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ☑他産業からの転職者、主婦層、中高齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ☑職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☑働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ☑研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ☑上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☑職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ☑有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消
腰痛を含む心身の健康管理	☑業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ☑短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ☑介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ☑事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取り組み	☑厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活動等)を行っている ☑現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査等の実施等)を実施している ☑5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 ☑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ☑介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 ☑業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
やりがい・働きがいの醸成	☑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた環境整備やケア内容の改善 ☑地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ☑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ☑ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供